

令和4年改正を含む少年法の動向や実務の現状が、この1冊で把握できる!!

少年法

—その動向と実務—

【第四版】

法改正に対応した
第四版発刊!!

編著 河村 博 (元名古屋高等検察庁検事長、弁護士)

執筆 玉本 将之

(前法務省刑事局参事官(東京地方検察庁立川支部副部長))

北原 直樹

(前法務省刑事局付(東京地方裁判所判事))

■ A5判 ■ 200頁

■ 定価 1,760円 (本体 1,600円+税10%)

ISBN978-4-8090-1463-5 C3032 ¥1600E



本書の特色

- 多数の機関が関係する少年法の手続実務を丁寧に解説
- 令和4年施行の少年法の一部改正(「特定少年」の特例、原則逆送対象事件の拡大、実名報道の解禁等)に対応
- 少年法の「動向と実務」を知る上で不可欠な裁判例等を追加
- 少年法の改正に従事した実務家陣による執筆
- 各種制度の対象事件の一覧表付き

はしがき(第四版)

本書は、平成14年5月発刊の「少年法—その動向と実務—」(平成21年6月、平成26年11月各改訂)を、令和3年の少年法の改正を契機に、更に改訂するものである。

令和3年の少年法改正は、公職選挙法の選挙権年齢や、民法の成年年齢の引下げなど、18歳及び19歳の者を取り巻く近年の社会情勢の変化に鑑み、これらの者について、少年法の適用においても、その立場に応じた取扱いをすることが適当であると考えられたことから、18歳及び19歳の少年に対する特例を整備するなどの措置を講じるためになされたものであり、18歳以上の特定少年について、全事件を家庭裁判所に送致する仕組みは維持した上で、①いわゆる原則逆送対象事件に死刑、無期又は短期一年以上の懲役、禁錮に当たる罪の事件を加える、②保護処分は、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲内でしなければならないこととするともに、③検察官送致決定後の刑事事件の特例に関する規定は原則として適用しないこととする、④18歳以上の少年のときに犯した罪により公判請求された場合には、いわゆる推知報道の禁止に関する規定を適用しないこととするなど、実務に少なからぬ影響を及ぼす内容を含むものである。

本書は、これらの改正法の内容を盛り込んだ上で、引き続き、「その動向と実務」の解説を試みるものである。第4版の執筆者は、令和3年の少年法改正に関与した者であり、改正法の趣旨・内容について基本的な理解が得られるよう配慮したつもりである。

いずれにしても、本書が、引き続き、実務家や学生など読者の方々の少年法に対する理解や関心を深める一助となれば幸いである。

令和5年6月

河村 博

東京法令出版

詳しくは
こちら!



捜査から審判まで、少年事件に関する必須の知識を網羅

目次

序論

- 第1 現行少年法と旧少年法
- 第2 現行少年法の特徴
 - 1 保護優先主義／2 家庭裁判所中心主義
- 第3 少年法の改正等

第1章 総論

- 第1 少年法の目的
- 第2 少年、保護者
 - 1 少年の定義／2 審判の対象となる少年／3 保護者
- 第3 年齢に関する若干の問題
 - 1 少年法上の年齢区分／2 年齢の認定、超過、誤認
- 第4 少年事件の手続の流れ
 - 1 少年法の構成／2 保護事件と刑事事件／3 手続の流れの概観／4 手続の流れの概観図
- 第5 少年事件取扱い上の諸原則
 - 1 取扱いの分離／2 懇切な審理／3 秘密保持

第2章 捜査手続

- 第1 捜査手続
- 第2 犯罪少年の事件の取扱い
 - 1 捜査／2 逮捕／3 勾留に代わる観護措置及び勾留／4 警察における事件処理／5 検察庁における事件処理／6 交通事件の特例／7 事件送致後の取調べ

第3章 家庭裁判所における調査・審判

- 第1 事件の受理
- 第2 審判条件
- 第3 観護措置
 - 1 観護措置決定及び更新決定／2 観護措置決定・更新決定に対する異議申立て
- 第4 調査
- 第5 審判開始決定・不開始決定
- 第6 審判
 - 1 審判の関与者／2 審判の方式
- 第7 審判の手続
 - 1 審判の準備／2 審判手続の進行／3 証拠調べの申出／4 証人尋問等／5 意見陳述／6 要保護性に関する審理／7 終局決定の告知
- 第8 中間的措置—試験観察
- 第9 終局決定
 - 1 審判不開始決定／2 児福法上の措置／3 検察官送致決定／4 不処分決定／5 保護処分決定（18歳未満の少年に対するもの）／6 保護処分決定（特定少年に対するもの）／7 刑事処分相当による検察官送致決定

- 第10 抗告及び抗告受理申立て
 - 1 抗告／2 抗告受理申立て／3 抗告審の手続及び審理／4 再抗告
- 第11 被害者等に対する配慮
 - 1 被害者等による記録の閲覧及び謄写／2 被害者等の申出による意見の聴取／3 被害者等による少年審判の傍聴／4 被害者等に対する説明／5 審判結果等の通知
- 第12 保護処分の取消し

第4章 逆送後の事件処理

- 第1 検察庁における事件処理
 - 1 家庭裁判所からの逆送／2 逆送後の身柄拘束の関係／3 事件の処理
- 第2 公判
 - 1 手続上の特則／2 家庭裁判所への移送／3 刑事処分の特則
- 第3 特定少年の特例
 - 1 勾留要件の加重等／2 取扱いの分離／3 不定期刑及び仮釈放／4 労務場留置の禁止／5 資格制限の緩和

参考資料

少年法における各種制度等の対象事件の一覧
少年の年齢に応じた少年法上の措置について
故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪
故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪
索引

内容見本

第2章 捜査手続

◆第1 捜査手続

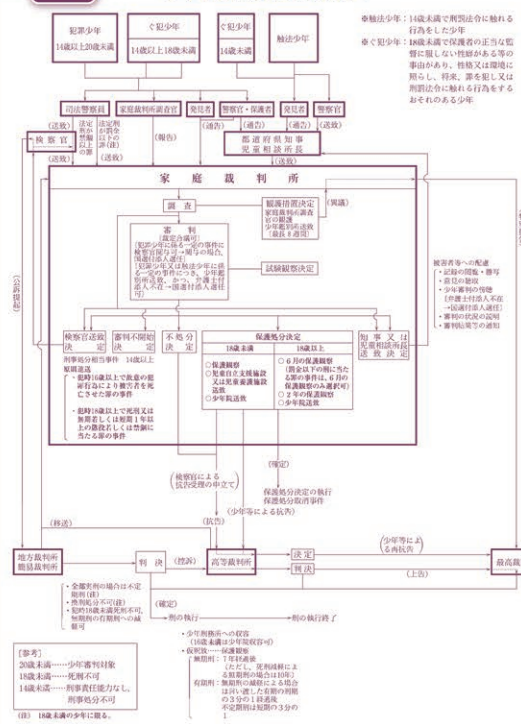
既に説明したように、非行少年は、原則として全て家庭裁判所に集中されることになっている。非行少年が家庭裁判所の手に委ねられるまでは、犯罪少年の場合は捜査手続であるが、触法少年や<犯少年の場合は厳密には捜査手続とはいえない。しかし、ここでは便宜上両者を併せて捜査手続と呼んでおく。

捜査手続について少年法の規定するところは甚少ないが、非行少年の処遇にとってこの段階は極めて重要な意味をもっている。この段階で少年を取り扱う機関には少年の保護ということについて特に慎重な配慮が要求される。

捜査とは、一般的には、刑事手続において、公訴の提起、維持のために、事実を究明し、証拠を収集、保全する捜査機関の活動をいう。これに対し、少年法の捜査手続は、保護の対象者を理解し、その処遇の目的とする資料収集の範囲には、対象者の本人の資質、生活環境等を考慮して、処遇を決定する。捜査機関が行う活動は、刑事事件に発展することはない。刑事事件に発展する場合は、刑事事件として扱われる。児童相談所等児童福祉施設等においても、専ら保護のための手続と

手続の流れ、用語の定義、取扱い上の諸原則をかみくだいて解説!

少年事件手続の基本的構造



◆第3 特定少年の特例

令和3年の法改正により、特定少年に係る事件について、逆送後は、刑事事件に関する以下の条文については、適用が除外されることとなった(法67条)。これは、特定少年に係る事件について、家庭裁判所が刑事処分相当と判断して逆送決定をした場合には、原則として20歳以上の者と同様に取り扱うべきであると考えられたことによる。

1 勾留要件の加重等(法43条3項及び法48条1項)

法43条3項及び法48条1項は、少年についての勾留請求及び勾留状の交付を「やむを得ない場合」に限定しているが(第3章第2の3(2)参照)、特定少年の被疑事件であって検察官送致決定(法20条1項、62条1項)があったものについては法43条3項は適用されず(法67条1項)、また、同事件の被疑者及び特定少年である被告人については法48条1項は適用されない(法67条2項)。

これは、特定少年について、家庭裁判所により、刑事処分相当を理由とする検察官送致決定がされ、刑事責任を追及される立場となった場合であっても、年齢のみを理由として、勾留による逃亡や罪証隠滅の防止よりも情状保護を優先し、勾留請求や勾留状交付の要件を一律に加重することは、その責任を過度に押し付け、適当でないと考えられたためである。

なお、法67条1項及び2項は、特定少年について適用され、例えば、検察官送致決定がされた事件において、別の被告事件の被告人として起訴される場合には、同条1項は適用され、適用される。

近時の法改正、裁判例に対応!

少年法—その動向と実務—【第四版】

定価1,760円(本体1,600円+税10%) [コード10683]

申込

部

(送料は実費。税込購入価格3,000円以上はサービス)

貴社の個人情報に関する下記取扱いに同意し、上記のとおり申し込みます。 令和 年 月 日

(フリガナ) お取扱者(自署) (TEL - -)

お届け先住所 〒

団体名 部署名 公用 私有

個人情報の取扱いについて 東京法令出版株式会社 個人情報保護管理者 専務取締役
 ★お客様の個人情報は、契約の履行及び関連製品の案内に利用します。
 ★本人の同意がある場合は法令に基づく場合を除き、第三者に提供しません。
 ★利用目的の達成に必要な範囲内で取扱いの一部を委託することがあります。
 ★本人からの個人情報の利用目的の通知・開示・内容の訂正・追加又は削除・利用の停止・消去の求めに応じます。
 ★個人情報に関するご照会・お問い合わせ等は、弊社窓口(TEL.026-224-5441、privacy@tokyo-horei.co.jp)までご連絡ください。
 ★お申込みには個人情報の提供が必要です。提供いただけない場合は、お申込みをお受けできないことがあります。

東京法令出版公式Twitterアカウント

@tokyo_horei



この申込書は、このままFAXで下記宛にお送りください。

■申込先

東京法令出版 受注センター

〒381-0022 長野市大豆島3111

FAX 0120-338-923

TEL 0120-338-272(携帯電話からもお申込みできます。)

申込書

会社使用欄	団体コード	納品済	入力印
	得意先コード	請求済	チェック
	在庫	領収済	
	ラベル	〒	